

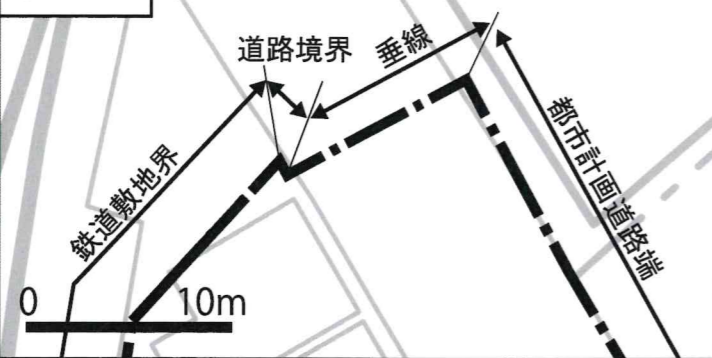
東京都市計画第一種市街地再開発事業

[墨田区決定]

東武曳舟駅前地区第一種市街地再開発事業 計画図 1 施行区域図

S=二千五百分の一

拡大図

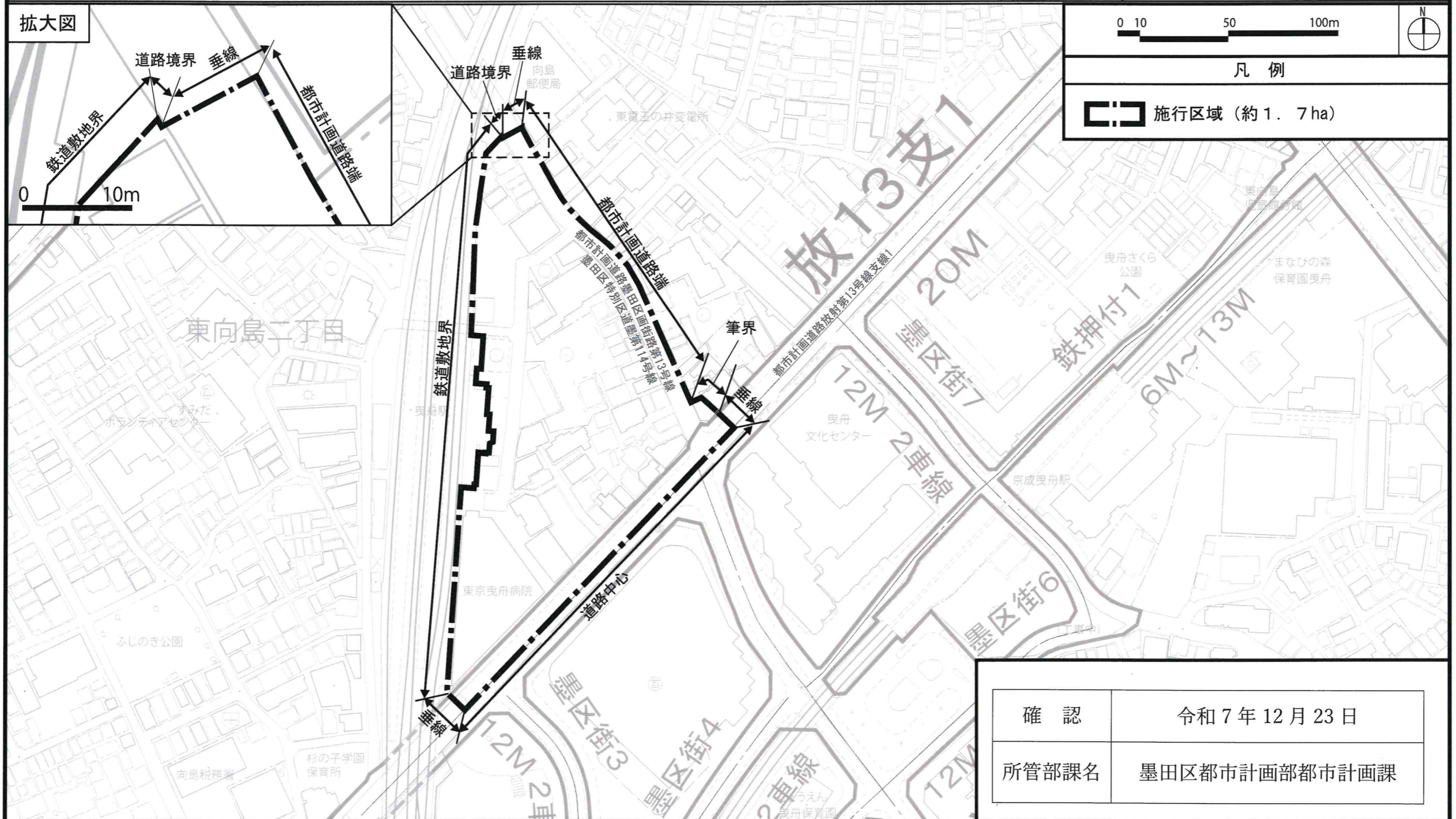


0 10 50 100m



凡例

施行区域 (約 1.7 ha)



確認	令和7年12月23日
所管部課名	墨田区都市計画部都市計画課

この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 7都市基交測第253号

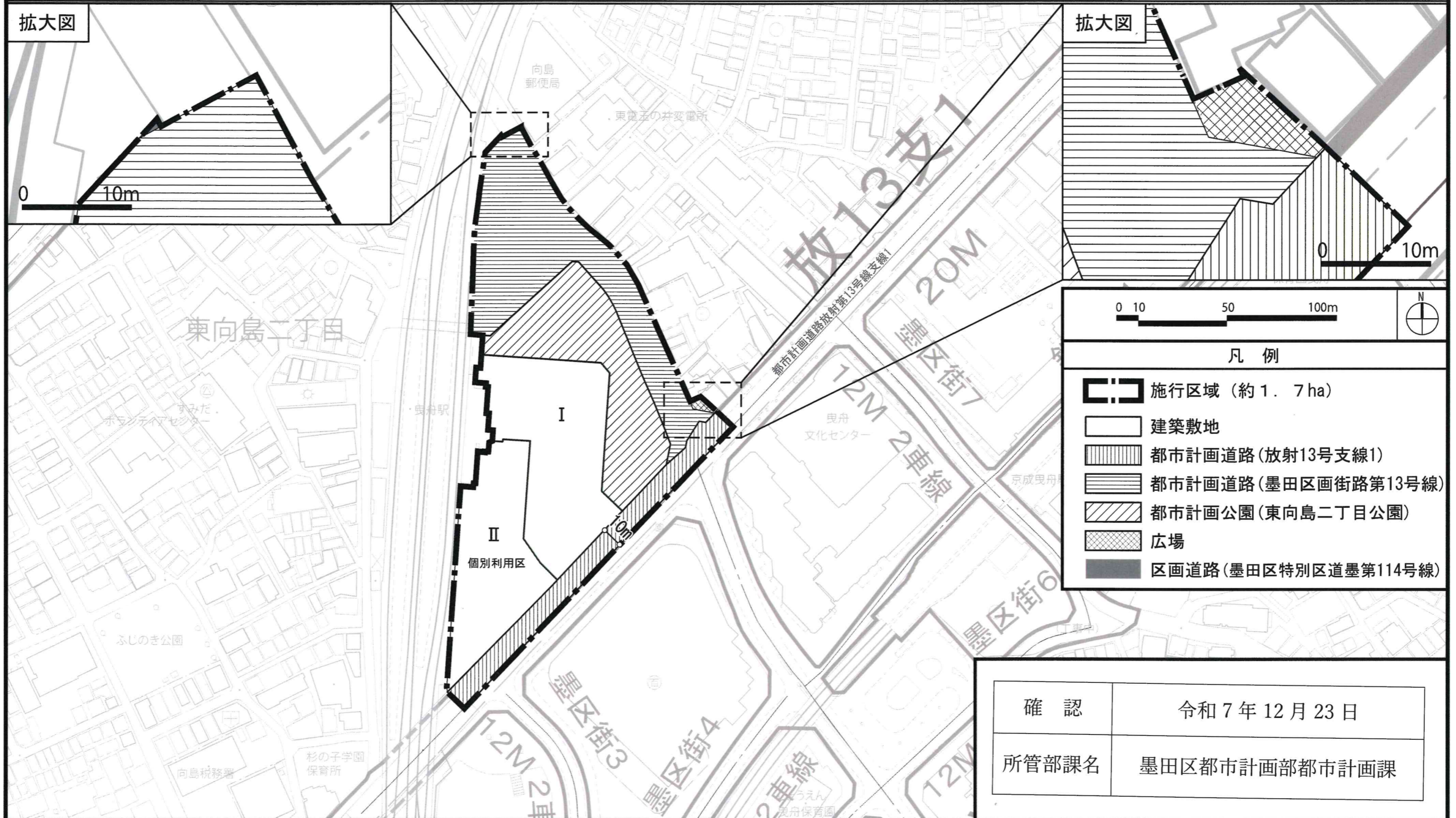
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の都市施設情報(都市計画道路網図)を使用して作成したものである。(承認番号) 7都市基街都第11号、令和7年4月16日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

[墨田区決定]

東武曳舟駅前地区第一種市街地再開発事業 計画図2 公共施設の配置

S=二千五百分の一



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 7都市基交測第253号

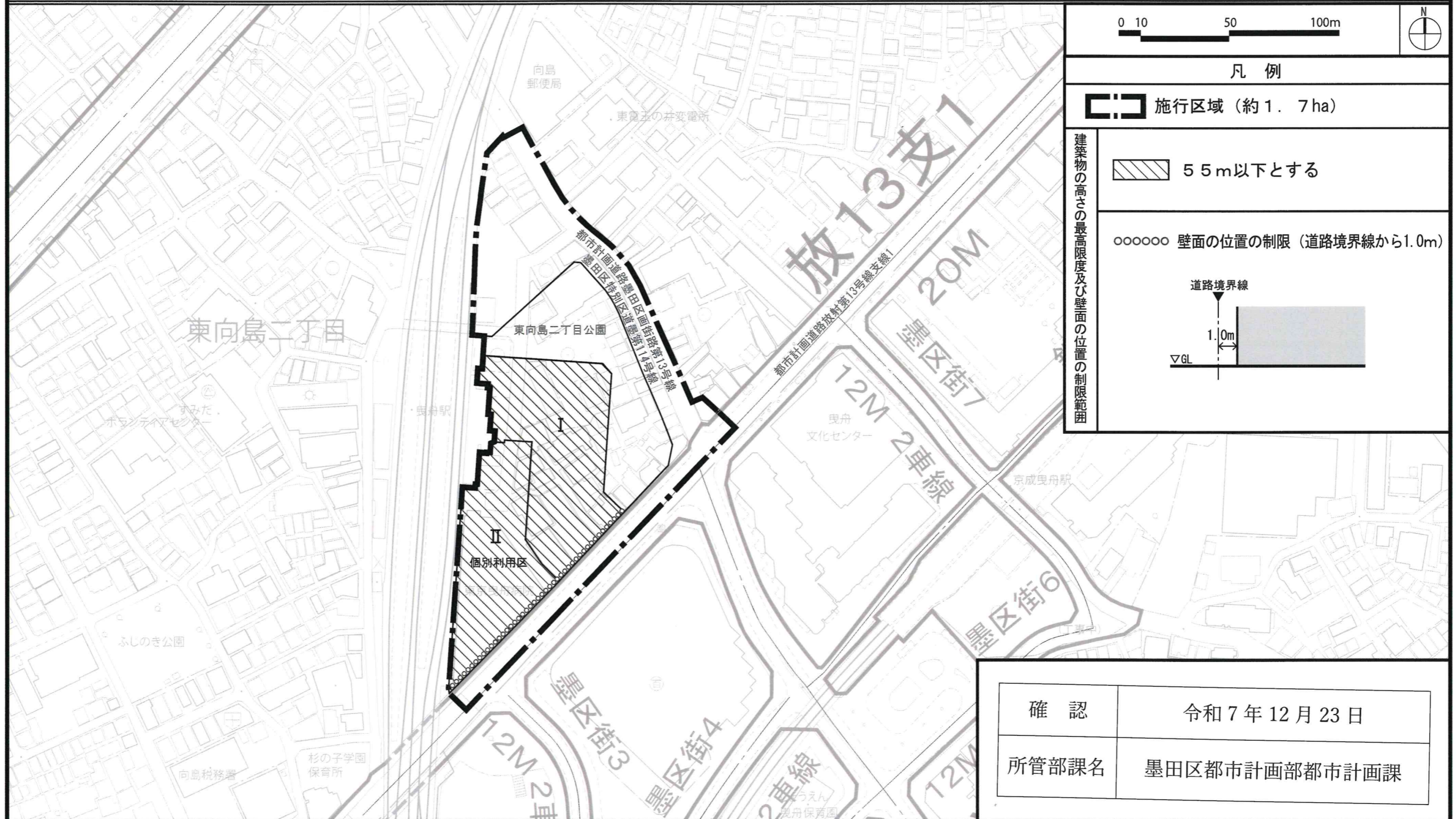
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の都市施設情報(都市計画道路網図)を使用して作成したものである。(承認番号) 7都市基街都第11号、令和7年4月16日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

[墨田区決定]

東武曳舟駅前地区第一種市街地再開発事業 計画図3 建築物の整備・整備計画

S=二千五百分の一



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。(承認番号)7都市基交測第253号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の都市施設情報(都市計画道路網図)を使用して作成したものである。(承認番号)7都市基街都第11号、令和7年4月16日

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（墨田区決定）
 都市計画東武曳舟駅前地区第一種市街地再開発事業を次のとおり決定する。

名称		東武曳舟駅前地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約1.7ha					
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称		規模	備考	
		幹線道路	都市計画道路放射第13号線支線1		別に都市計画において定めるとおり	既設(再整備)	
		区画街路	都市計画道路墨田区画街路第13号線		別に都市計画において定めるとおり	新設、既存道路の拡幅	
	区画道路	墨田区特別区道墨第114号線		幅員約2m 延長約1m	既存道路の拡幅(歩道のみ)		
	公園	都市計画公園	東向島二丁目公園		別に都市計画において定めるとおり	新設	
広場	広場	広場		約45㎡	新設		
建築物の整備	建築面積		延べ面積 (容積対象面積)		主要用途	高さの制限	備考
	I	約2,400㎡	約22,200㎡ (約16,700㎡)		住宅、店舗、駐車場	5.5m	建築物の高さの限度は建築基準法によるものとする。
	II	約1,800㎡	約9,700㎡ (約9,500㎡)		病院	5.5m	
建築敷地の整備	建築敷地面積		整備計画				
	I	約4,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線より建物を後退し、歩行の用に供するよう整備をすることで周辺環境に配慮する。(敷地Iのみ) 隣地との境界については、地区計画に従い有効な通路を確保する。 壁面の位置の限度は地区計画、高度利用地区に従い確保する。 				
	II	約3,100㎡	<ul style="list-style-type: none"> 交通広場と一体となった都市公園を設け、地域の防災性及び市街地環境の向上を図る。 鉄道との境界については地区計画に従い、有効な通路を設ける。 				
住宅建設の目標		戸数	面積	容積対象床面積		備考	
		約240戸	約18,800㎡	約13,900㎡			
参考		地区計画区域内及び高度利用地区区域内にあり。					

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

(理由) 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、歩行者ネットワークや賑わいと活力のある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。